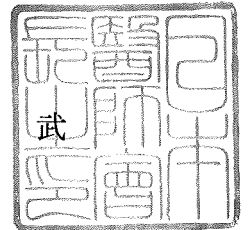


平成 27 年 9 月 18 日

公益社団法人全日本病院協会

会長 西 澤 寛 俊 殿

日 本 医 師 会
会 長 横 倉 義



法務官署の医療への御支援と御協力へのお願いについて (周知依頼)

平素より貴会管下における法務官署での医療への御協力には、心より感謝申し上げます。
さて、ご承知のように平成 27 年 8 月 27 日の衆議院本会議において「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が成立し、同年 9 月 2 日より公布され、矯正医官の他の医療機関との兼業やフレックス勤務が可能となり、矯正医官の不足の状況改善が望まれるところではありますが、ご承知のとおり、法令官署での矯正医官の充足率は依然厳しい状況下にあります。

そのような状況をふまえ、この度、上川陽子法務大臣より本職に対し、同法律の成立への御礼と、法務官署の医療全般への協力依頼の申し入れがありました。

つきましては、本法律改正の趣旨をご理解いただき、貴会管下会員医療機関への、法務官署での医療に対する理解とご協力への格別のお取りはからい方、お願い申し上げます。



平成27年9月11日

法 務 省

法務官署の医療への御支援と御協力のお願について

1 これまでの御協力への感謝

法務官署の医官については、次のような危機的な状況にあります。

- (1) 矯正施設（刑務所，少年院等）では，本年8月1日の現員258人で70人もの欠員が生じている状況
- (2) 入国者収容所（茨城県牛久市，長崎県大村市）では，常勤の医師が1人も確保できておらず，2人の欠員が生じている状況

このような中，貴会からは，都道府県医師会長宛て矯正医療の窮状に関する周知文書の送付，矯正施設・入国者収容所等視察委員会への委員の派遣など日頃から様々な御支援を賜っており，厚く御礼申し上げます。

2 勤務環境の整備

このような中，「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律」が平成27年8月27日に成立し，9月2日に公布されました。この法律の具体的な内容は，兼業を柔軟に運用できるよう国家公務員法の特例を設け，フレックスタイム制を導入するものです。

当省としては，この法律により，医師が働きやすい勤務環境の整備，兼業を通じた地域医療への貢献が可能となることから，これを機に，十分な矯正医官の確保と併せ，「地域医療に頼ってきた矯正医療」から「地域に貢献できる矯正医療」への転換を目指していきたいと考えています。

3 依頼事項

貴会におかれましては，当省のこうした方針に是非とも御賛同いただき，貴

殿の強いリーダーシップの下、当省の医官不足対策への具体的な御協力・御支援についてよろしくお願い申し上げます。

特に、矯正医官特例法については、「同法律の内容」と、「矯正施設が格段に働きやすい、魅力のある職場となること」を傘下医師会を始めとする会員の皆様に周知いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

<添付資料>

- 1 矯正医官の不在状況等一覧表
- 2 法務官署における医療体制
- 3 入国者収容所等視察委員会 委員一覧 (省略)
- 4 矯正医官特例法の概要等

刑事施設における矯正医官不在状況等一覧表（平成27年8月1日現在）

管区	種別	施設名	常勤医師		欠員数	状況
			定員	現員		
札幌	重点	札幌刑務所	6	4	2	欠員
		札幌刑務支所	1	1	0	
		札幌拘置支所	1	0	1	不在
		旭川刑務所	1	1	0	
		帯広刑務所	1	1	0	
		釧路刑務支所	1	0	1	不在
		網走刑務所	1	0	1	不在
		月形刑務所	1	0	1	不在
仙台	重点	函館少年刑務所	1	1	0	
		青森刑務所	1	1	0	
		宮城刑務所	7	6	1	欠員
		仙台拘置支所	1	1	0	
		秋田刑務所	1	0	1	不在
		山形刑務所	1	1	0	
		福島刑務所	1	1	0	
		福島刑務支所	1	1	0	
東京	専門 重点	盛岡少年刑務所	1	0	1	不在
		水戸刑務所	1	1	0	
		栃木刑務所	1	1	0	
		黒羽刑務所	3	1	2	欠員
		宇都宮拘置支所	1	0	1	不在
		前橋刑務所	2	0	2	不在
		千葉刑務所	3	4	(1)	
		市原刑務所	1	1	0	
		八王子医療刑務所	17	11	6	欠員
		府中刑務所	10	6	4	欠員
		横浜刑務所	5	4	1	欠員
		横須賀刑務支所	1	1	0	
		横浜拘置支所	1	1	0	
		新潟刑務所	2	0	2	不在
		甲府刑務所	1	1	0	
		長野刑務所	1	1	0	
		静岡刑務所	3	1	2	欠員
		川越少年刑務所	4	2	2	欠員
		さいたま拘置支所	1	1	0	
名古屋	専門 重点	松本少年刑務所	1	1	0	
		東京拘置所	11	9	2	欠員
		立川拘置所	1	1	0	
		富山刑務所	1	1	0	
		金沢刑務所	2	2	0	
		福井刑務所	1	0	1	不在
		岐阜刑務所	3	0	3	不在
		笠松刑務所	1	1	0	
		岡崎医療刑務所	5	4	1	欠員
名古屋	重点	名古屋刑務所	9	9	0	
		豊橋刑務支所	1	0	1	不在
		三重刑務所	1	1	0	
		名古屋拘置所	3	3	0	

管区	種別	施設名	常勤医師		欠員数	状況
			定員	現員		
大阪	重点 専門	滋賀刑務所	2	2	0	
		京都刑務所	3	3	0	
		大阪刑務所	5	6	(1)	
		大阪医療刑務所	17	19	(2)	
		神戸刑務所	3	2	1	欠員
		加古川刑務所	2	2	0	
		播磨社会復帰促進センター	2	2	0	
		和歌山刑務所	1	1	0	
		姫路少年刑務所	1	0	1	不在
		姫路拘置支所	1	1	0	
		奈良少年刑務所	1	1	0	
		京都拘置所	2	2	0	
		大阪拘置所	8	8	0	
		神戸拘置所	2	1	1	欠員
広島	重点	鳥取刑務所	1	1	0	
		松江刑務所	1	1	0	
		岡山刑務所	3	3	0	
		広島刑務所	5	3	2	欠員
		尾道刑務支所	1	1	0	
		山口刑務所	1	1	0	
		岩国刑務所	1	1	0	
		広島拘置所	1	1	0	
高松	重点	徳島刑務所	2	2	0	
		高松刑務所	3	3	0	
		松山刑務所	2	3	(1)	
		西条刑務支所	1	0	1	不在
		高知刑務所	1	1	0	
福岡	専門 重点	北九州医療刑務所	5	5	0	
		福岡刑務所	7	4	3	欠員
		麓刑務所	1	1	0	
		佐世保刑務所	1	0	1	不在
		長崎刑務所	2	1	1	欠員
		熊本刑務所	2	0	2	不在
		京町拘置支所	1	1	0	
		大分刑務所	3	2	1	欠員
		宮崎刑務所	1	1	0	
		鹿児島刑務所	2	2	0	
		沖縄刑務所	1	1	0	
		那覇拘置支所	1	1	0	
		佐賀少年刑務所	1	1	0	
		福岡拘置所	2	2	0	
小倉拘置支所	1	1	0			
合計			230	182	48	

注) 支所については、常勤医師の配置定員がある施設のみを記載している。

欠員庁合計: 16

不在庁合計: 16

少年院における矯正医官不在状況等一覧表（平成27年8月1日現在）

管区	施設名	常勤医師		欠員数	状況
		定員	現員		
札幌	帯広少年院	1	0	1	不在
	北海少年院	1	1	0	
	月形学園	1	0	1	不在
仙台	盛岡少年院	1	1	0	
	東北少年院	1	1	0	
	置賜学院	1	1	0	
東京	茨城農芸学院	1	1	0	
	水府学院	1	0	1	不在
	喜連川少年院	1	1	0	
	赤城少年院	1	1	0	
	榛名女子学園	1	1	0	
	市原学園	1	1	0	
	八街少年院	1	1	0	
	多摩少年院	1	1	0	
	関東医療少年院	9	7	2	欠員
	愛光女子学園	1	1	0	
	久里浜少年院	1	1	0	
	小田原少年院	1	1	0	
	神奈川医療少年院	3	1	2	欠員
	新潟少年学院	1	0	1	不在
	有明高原寮	1	1	0	
駿府学園	1	1	0		
名古屋	湖南学院	1	1	0	
	瀬戸少年院	1	1	0	
	愛知少年院	1	1	0	
	豊ヶ岡学園	1	0	1	不在
	宮川医療少年院	3	2	1	欠員
大阪	京都医療少年院	10	10	0	
	浪速少年院	1	1	0	
	交野女子学院	1	1	0	
	和泉学園	2	1	1	欠員
	加古川学園	2	1	1	欠員
	奈良少年院	1	0	1	不在
広島	美保学園	1	1	0	
	岡山少年院	1	1	0	
	広島少年院	1	0	1	不在
	貴船原少女苑	1	1	0	
高松	丸亀少女の家	1	1	0	
	四国少年院	1	1	0	
	松山学園	1	1	0	
福岡	筑紫少女苑	1	1	0	
	福岡少年院	1	0	1	不在
	佐世保学園	1	0	1	不在
	人吉農芸学園	1	0	1	不在
	中津少年学院	2	2	0	
	大分少年院	1	0	1	不在
	沖縄少年院	1	1	0	
	沖縄女子学園	1	1	0	
合計		72	54	18	

注) 分院については、常勤医師の配置定員がある施設のみを記載している。

欠員庁合計：5

不在庁合計：11

少年鑑別所における矯正医官不在状況等一覧表(平成27年8月1日現在)

管区	施設名	常勤医師		欠員数	状況
		定員	現員		
札幌	札幌少年鑑別所	1	1	0	
仙台	仙台少年鑑別所	1	0	1	不在
東京	さいたま少年鑑別所	1	1	0	
	千葉少年鑑別所	1	1	0	
	東京少年鑑別所	3	3	0	
	八王子少年鑑別所	1	1	0	
	横浜少年鑑別所	2	1	1	欠員
	静岡少年鑑別所	1	1	0	
名古屋	名古屋少年鑑別所	2	2	0	
大阪	京都少年鑑別所	2	2	0	
	大阪少年鑑別所	2	1	1	欠員
	神戸少年鑑別所	2	2	0	
広島	広島少年鑑別所	1	1	0	
	高松少年鑑別所	1	1	0	
福岡	福岡少年鑑別所	1	1	0	
	小倉少年鑑別支所	1	1	0	
	長崎少年鑑別所	1	1	0	
	熊本少年鑑別所	1	1	0	
	那覇少年鑑別所	1	0	1	不在
合計		26	22	4	

注) 常勤医師の配置定員がある施設のみを記載している。

欠員庁合計 : 2
不在庁合計 : 2

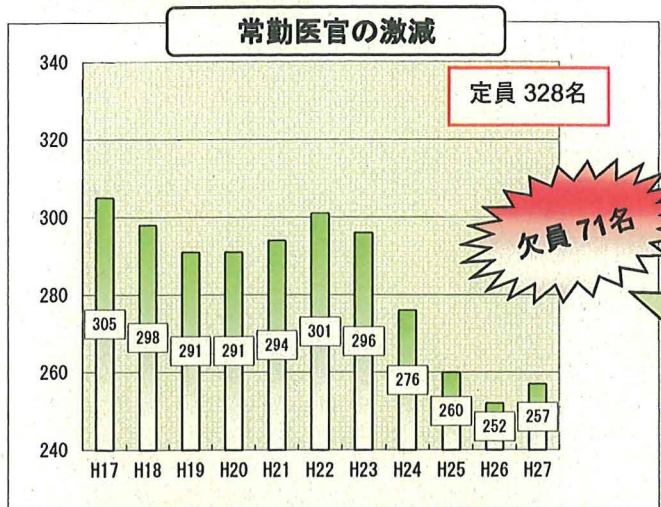
法務官署における医療体制

			施設名	施設数	病床数	医師定員	主な医療機器	医師の専門性
矯正施設	刑事施設	医療専門施設	八王子医療刑務所	1	323	17	MRI, CT, X線, 内視鏡, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析, 麻酔科
			大阪医療刑務所	1	192	17	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析, 麻酔科
			岡崎医療刑務所	1	19	5	心電図, 脳波計, X線	精神科, 内科
			北九州医療刑務所	1	86	5	心電図, 脳波計, X線	精神科, 内科, 婦人科
		医療重点施設	札幌刑務所	1	19	6	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
			宮城刑務所	1	19	7	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
			府中刑務所	1	19	10	X線, 内視鏡, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
			名古屋刑務所	1	19	9	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
			大阪刑務所	1	18	5	X線, 内視鏡, エコー	内科, 外科, 精神科
			広島刑務所	1	19	5	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
			高松刑務所	1	19	3	X線, 内視鏡, エコー	内科, 外科, 精神科
			福岡刑務所	1	19	7	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
		一般施設	東京拘置所	1	72	11	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析
	大阪拘置所		1	18	8	CT, X線, 内視鏡,, 人工透析	内科, 外科, 精神科, 透析	
	定員配置施設		76	0~19	1~5	X線, エコー, 心電図,	総合診療医, 精神科, (婦人科)	
	うち医師不在施設		16	0~19	1~3	X線, エコー, 心電図,	総合診療医, 精神科	
	少年院	医療専門施設	関東医療少年院	1	82	9	X線, エコー, 内視鏡,	内科, 外科, 精神科
			京都医療少年院	1	110	10	X線, エコー, 内視鏡,	内科, 外科, 精神科
		一般施設	定員配置施設	46	0又は8	53	心電計, 血圧計	総合診療医
			うち, 医師不在施設	11	0	1	心電計, 血圧計	総合診療医
			定員非配置施設	4	—	—		
			鑑別所	一般施設	医師配置施設	19	0	1~3
	うち, 医師不在施設	2	0	2	血圧計等	総合診療医		
	定員非配置施設	33	—	—				
	小計(矯正施設)				292	—	328	
	入管施設	入国者収容所	東日本入国管理センター	1	0	1	X線, エコー, 心電図, 歯科治療器具	総合診療医 ※10月から医師定員2名となる予定
			大村入国管理センター	1	0	1	X線, エコー, 心電図, 歯科治療器具	総合診療医
合計				294	—	330		

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の概要



○矯正医療の問題点



矯正医官

- 刑務所, 拘置所, 少年院等での医療業務
- 刑務官等の職員と協力して受刑者等に対応
- 感染症の発生やまん延を予防
- 身体・精神疾患へのケアは再犯防止の基礎
- 受刑者等の処遇に関わる特殊な業務

矯正医官 激減の理由

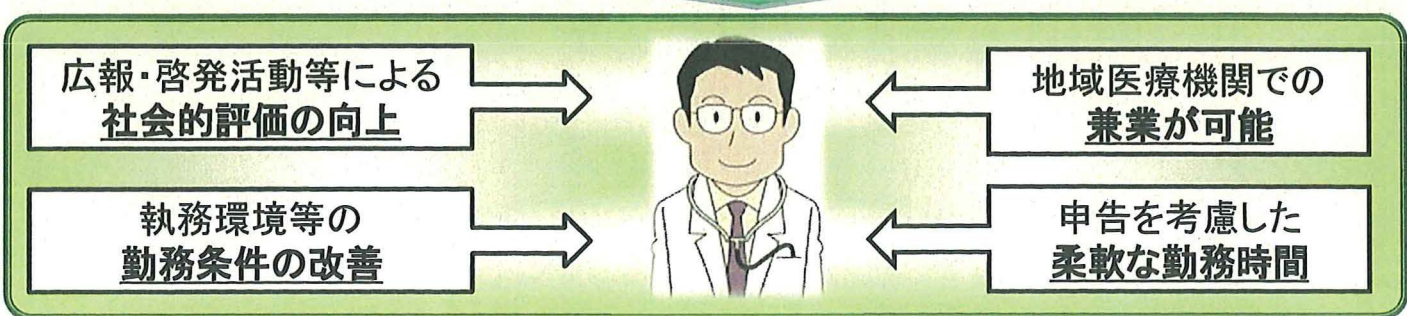
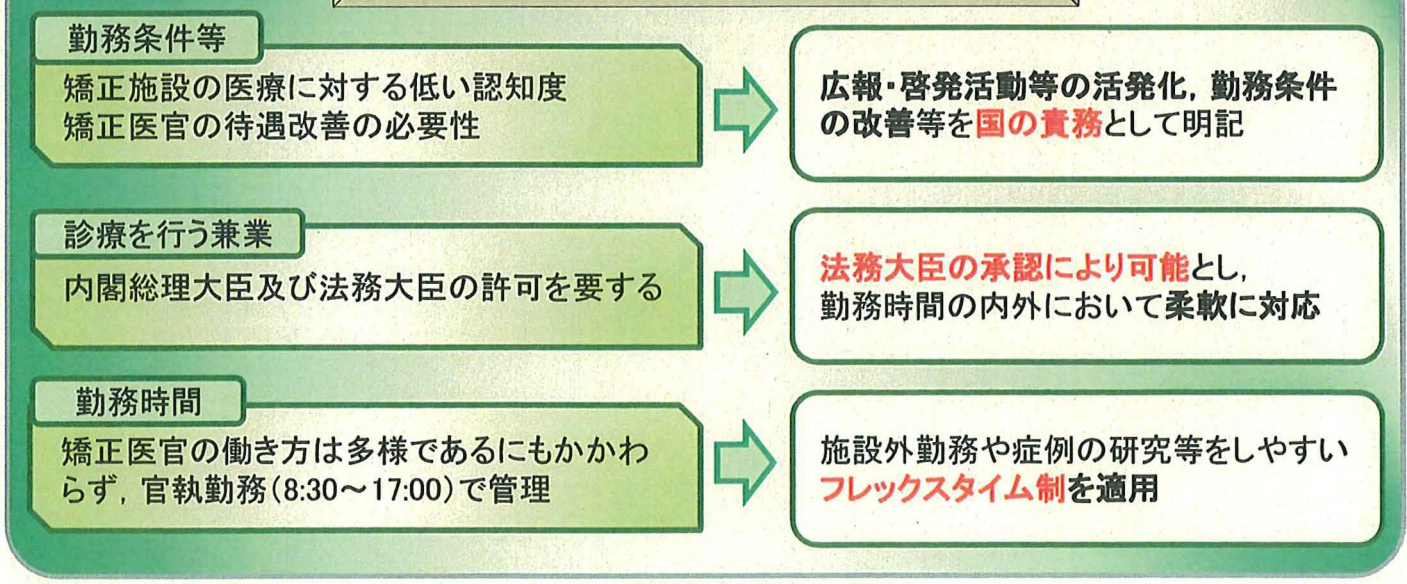
- ① 医療技術の維持・向上が困難な執務環境
- ② 民間と比較して硬直的な勤務時間管理
- ③ 地域医療機関に貢献できない
- ④ 認知度が低く, 社会的な評価がされにくい
- ⑤ 欠員拡大→現職の不安増という負のスパイラル

矯正医療の在り方に関する報告書
(H26.1.21 有識者会議⇒法務大臣に提出)

- 医療技術の維持・向上のための研修(研究)の在り方の見直し
- 勤務時間の見直し
- 兼業の許可の弾力的運用
- 矯正医官の待遇改善・執務環境の充実
- 定年年齢の見直し

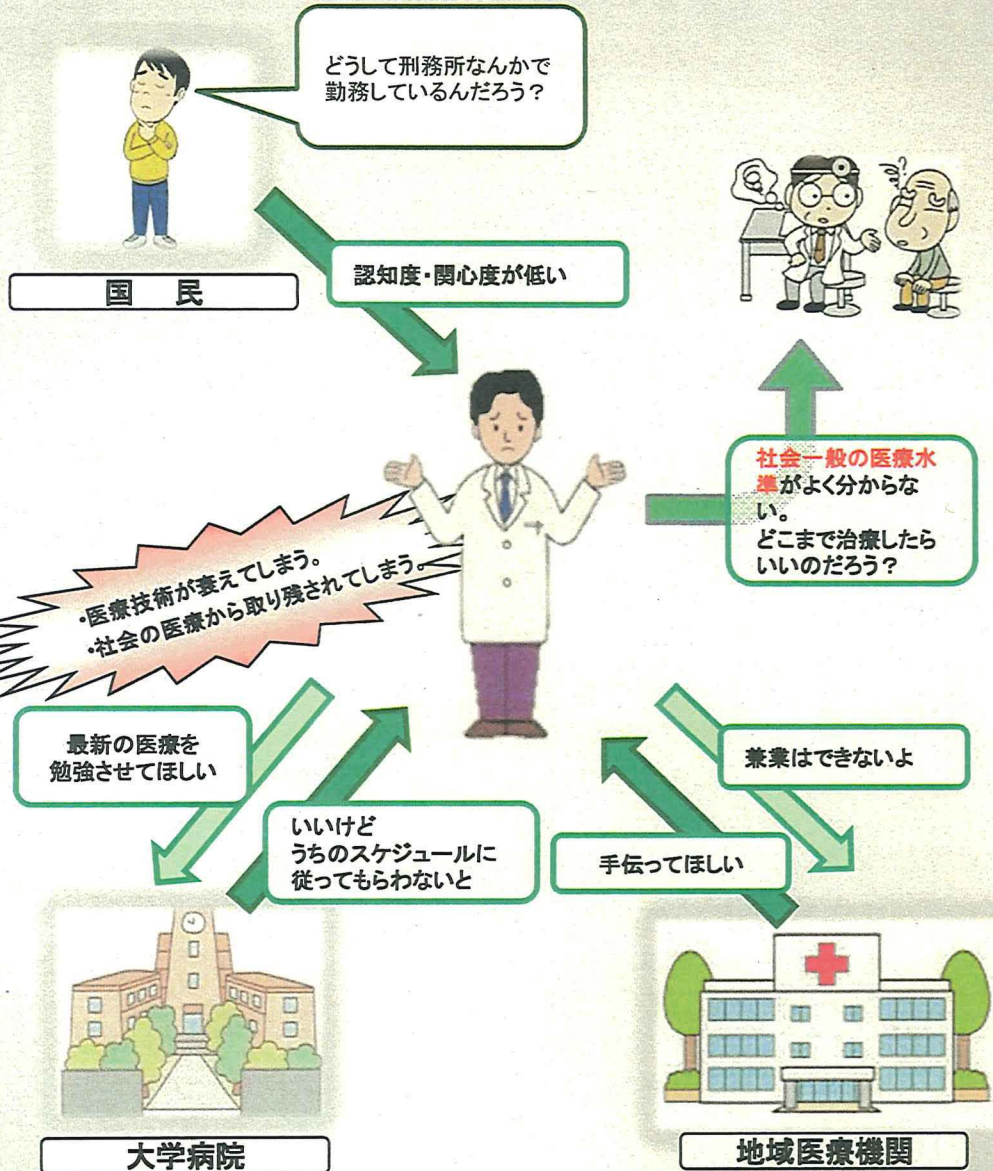
矯正医官の継続的・安定的な人材確保のためには, 現行制度の運用では限界! 人材確保のため, 有識者から指摘された措置を講ずる必要!

人材確保のための特例法

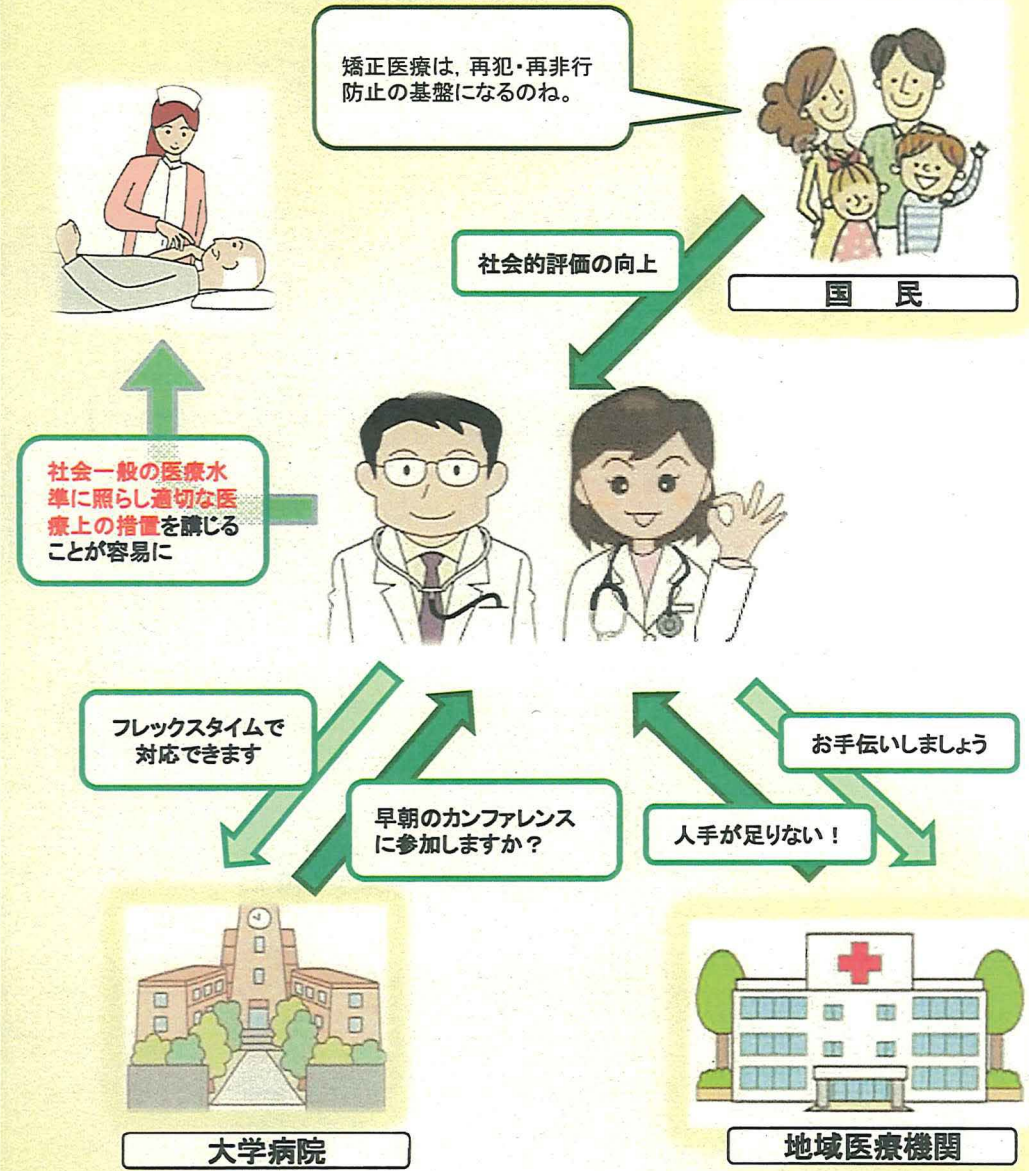


矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律によってできること

現 行



法律施行後



矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その兼業についての国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の特例及びその勤務時間についての一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。第四条第一項第一号及び第五条において「勤務時間法」という。）の特例等を定めることにより、その能力の維持向上の機会の付与等を図り、もってその人材の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

二 矯正医官 矯正施設に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第

四条第四項及び第五条第二項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける職員をいう。

(国の責務)

第三条 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に收容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

2 国は、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国家公務員法の特例等)

第四条 矯正医官は、部外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・法務省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該矯正医官が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該部外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・法務省令で定めるところにより、法務大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた矯正医官が、報酬を得て、当該承認に係る部外診療を行う場合には、国家公務員法第一百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る部外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務時間法の特例等)

第五条 法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業

の時刻について矯正医官の申告を考慮して当該矯正医官の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、勤務時間法第六条第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、矯正医官の申告を経て、四週間ごとの期間につき勤務時間法第五条に規定する勤務時間となるよう当該矯正医官の勤務時間を割り振ることができる。

2 前項の規定により勤務時間を割り振られた矯正医官についての勤務時間法及び給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

勤務時間法第 八条	第六条第一項又は前条 第六条第二項若しくは第三項 又は前条	第六条第一項 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律 (平成二十七年法律第六十二号。以下「矯正医官法 」という。) 第五条第一項
勤務時間法第 九条	第六条第二項若しくは第三項 、第七條又は前条	前条又は矯正医官法第五条第一項

勤務時間法第十條	第六條第二項若しくは第三項、第七條又は第八條	第八條又は矯正医官法第五條第一項
勤務時間法第十三條第一項	から第八條まで、第十一條及び前條	、第六條第一項及び第八條並びに矯正医官法第五條第一項
給与法第九條の二第四項	、第七條及び	及び矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号。第十九條の三第一項において「矯正医官法」という。）第五條第二項の規定により読み替えられた勤務時間法
給与法第十九條の三第一項	、第七條及び	及び矯正医官法第五條第二項の規定により読み替えられた勤務時間法

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の特例)

第十九条の二 育児短時間勤務職員についての矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「勤務時間法第六条第二項」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)以下この項において「育児休業法」という。)第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第六条第二項」と、「勤務時間法第五条」とあるのは「育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条」と、「ことが出来る」とあるのは「ことが出来る。ただし、当該矯正医官が育児休業法第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする」とする。